

大規模災害時、ケガ人を助け、病院機能を守る訓練 『緊急医療救護所』設置・運営訓練を実施

八王子市では地震などの災害発生時、市内15ヶ所の災害拠点病院等の近接地に「緊急医療救護所」を開設し、トリアージと軽症者の応急手当を行います。中等症者、重症者は「緊急医療救護所」から病院へ搬送することとしています。

今回は、東京医科大学八王子医療センターにおいて下記のとおり、「緊急医療救護所」設置・運営訓練を行います。

? 「緊急医療救護所」とは…

阪神淡路大震災発災時、病院機能の低下・病院に軽症者が殺到したことで、救助されてきた重傷者に十分な医療資源を提供できず、多くの尊い命を救うことができませんでした。その教訓をふまえ、二度と同じことが起きないように、病院等の近くに「緊急医療救護所」を設置し、トリアージと軽症者の応急手当を行う制度ができました。

1 実施日

10月6日（日）

2 時間

9時～12時頃

3 実施場所

東京医科大学八王子医療センター（館町1163）
「緊急医療救護所」設置予定地
（八王子薬剤センター薬局東側空地）

<訓練に関するお問い合わせ>

東京医科大学八王子医療センター
防火防災対策室長 丸山
電話042-665-5611（代表）

<八王子市担当者連絡先>

医療保険部地域医療政策課長 市川
電話042-620-7292



訓練に参加してボランティアスタッフになろう！

東京医科大学八王子医療センター
緊急医療救護所訓練